

返戻・過誤・同月過誤について

■返戻…請求内容に問題があるため、審査が通らず請求が差し戻されること
審査が通っていないため、報酬は支払われない

■過誤…支払済となった請求に誤りがあった場合に、事後的に請求を取り消すこと
支払済の報酬を返還しなければならない
過誤申立書は、各受付月の5日までに福島市へ提出が必要

○「7月受付」で過誤申立をした場合の報酬額の例

・ 6月提供分	100,000円
・ 5月提供分（過誤）	-10,000円
<hr/>	
	90,000円（8月15日支払）

■国保連請求の審査対象

利用者ごとの請求が最小単位であるため、ひと月分の請求の一部に誤りがあってもその部分のみを訂正することはできず、ひと月分全てを返戻・過誤をしたうえで再請求することとなる

例) Aさんの6月提供分の請求について、減算を計上し忘れたという場合、その減算分のみを追加することはできないため、請求済みのAさんの6月分全てを返戻・過誤とし、訂正した（減算分を追加した）6月分の再請求を行う

■同月過誤…過誤の申請をした月と同じ月に、誤りを訂正した再請求を行うこと
過誤の報酬返還額と再請求の報酬額が相殺されて計算される

例) 7月に同月過誤をした場合

・ 6月提供分	100,000円
・ 5月提供分（過誤）	-10,000円
・ 5月提供分（再請求）	9,000円
<hr/>	
・ 7月受付実績（8月15日支払）	99,000円

○同月過誤を行う場合、同じ受付月に過誤と再請求を行う

・ 7月に同月過誤を行いたい場合は、7月5日までに過誤申立書を福島市に提出し、7月10日までに国保連に再請求分の電子請求を行う

※同月過誤を行わない場合、過誤の額が大きいと実績がマイナスとなり、マイナス分を国保連に支払うことになるので、注意が必要

○7月に過誤申立だけをし、8月に再請求をした場合

例) 7月の報酬額

・ 6月提供分	100,000円	
・ 5月提供分 (過誤)	-200,000円	
<hr/>		
・ 7月受付実績 (8月15日支払)	-100,000円	※国保連への支払が発生

8月の報酬額

・ 7月提供分	100,000円
・ 5月提供分 (再請求)	180,000円
<hr/>	
・ 8月受付実績 (9月15日支払)	280,000円

■担当・問い合わせ先

障がい福祉課 障がい給付係 TEL024-525-3796